

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係規則の整備に関する規則  
をここに公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 6 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係規則の整備に関する  
規則

(瀬戸市新世紀工芸館条例施行規則の一部改正)

第 1 条 瀬戸市新世紀工芸館条例施行規則 (平成 1 1 年瀬戸市規則第 1 0  
号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料金) 第 8 条 条例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する規則 で定める額は、作陶にあつては 1 人当たり 1 回 <u>1, 6 7 0 円</u> とし、絵付けにあつては 1 人当 たり 1 回 <u>5 2 0 円</u> とする。	(使用料金) 第 8 条 条例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する規則 で定める額は、作陶にあつては 1 人当たり 1 回 <u>1, 6 4 0 円</u> とし、絵付けにあつては 1 人当 たり 1 回 <u>5 1 0 円</u> とする。

(パルティセと市民交流センター条例施行規則の一部改正)

第 2 条 パルティセと市民交流センター条例施行規則 (平成 1 7 年瀬戸市  
規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 9 条関係)

区分		単位	金額 (円)
マルチメディアル	拡声装置	1 式	1, 0 4 0
ーム	液晶プロジェクター (スクリーン付)	1 式	1, 0 4 0

アリーナ	拡声装置	1式	1,250
	スタンドスピーカー	1式	1,040
	跳ね返りスピーカー	1式	410
	移動ステージ	1式	520
その他	拡声装置（レクチャーテーブル）	1台	940
	液晶プロジェクター（スクリーン付）	1式	940
	DVD・ビデオプレーヤー	1台	520
	CD・MDプレーヤー	1台	520
	アップライトピアノ	1式	1,250
	演台（花台付）	1台	410
	司会台	1台	210
	移動式スクリーン	1式	520
	展示パネル	1枚	110
	ポータブルアンプ	1式	830
	移動式黒板	1台	210
	譜面台	1台	50
	机	1脚	50
	いす	1脚	20
持込備品電源	1kw	210	

備考 <省略>

（瀬戸市春雨墓苑条例施行規則の一部改正）

第3条 瀬戸市春雨墓苑条例施行規則（昭和45年瀬戸市規則第15号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料）</p> <p>第7条 条例第8条第2項に規定する規則で定める額は、墓地永代使用料にあつては16万円とし、環境整備料にあつては<u>3,960円</u>とする。</p>	<p>（使用料）</p> <p>第7条 条例第8条第2項に規定する規則で定める額は、墓地永代使用料にあつては16万円とし、環境整備料にあつては<u>3,880円</u>とする。</p>

（瀬戸市水道事業給水条例施行規則の一部改正）

第4条 瀬戸市水道事業給水条例施行規則（昭和35年瀬戸市規則第6号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(配水管工事負担金の算出)</p> <p>第4条の2 配水管工事負担金は、条例第12条の2第1項各号に掲げる者が必要とする口径により、市が標準設計により算出して得た額に、設計監督費として次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を加え、この額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</p>	<p>(配水管工事負担金の算出)</p> <p>第4条の2 配水管工事負担金は、条例第12条の2第1項各号に掲げる者が必要とする口径により、市が標準設計により算出して得た額に、設計監督費として次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を加え、この額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の瀬戸市春雨墓苑条例施行規則の規定は、令和元年度以後の環境整備料について適用し、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に墓地の使用の許可を受けた者に係る令和元年度の環境整備料については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の瀬戸市水道事業給水条例施行規則の規定は、施行日以後に申込みがされたものに係る配水管工事負担金について適用し、施行日前に申込みがされたものに係る配水管工事負担金については、なお従前の例による。